

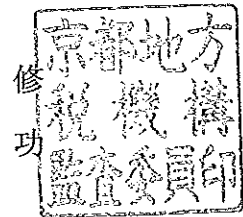


定期監査結果に基づき講じた措置の公表

平成30年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

京都地方税機構監査委員 稲 岡
同 家 城



平成30年度定期監査に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>・法人市民税の更正処理遅延が認められた (法人税務課)</p>	<p>再発防止のため、更正請求書リストをデータ化し、関係職員が情報を共有するとともに、更正処理の進捗状況を管理監督者が確認できる管理簿とした。</p> <p>また、該当市町村とも情報を共有するため、更正請求書の提出があった場合は、速やかに市町村に提示することとした。</p>